

仕事をよこせ！ 資金をよこせ！ 消費税上げるな！

経済・金融危機の打開をめざす **緊急署名**

【請願趣旨】

原油・資材・穀物の高騰に続く円高、金融危機の急速な広がり、中小業者・国民にいつその苦難を押し付けています。麻生内閣が示した経済対策は、大銀行をはじめ、大企業、大資産家を手厚く支援するもので、中小業者・国民の救済策とはいえません。さらに、麻生首相は、消費税増税の方向を明確に打ち出しました。

いま行うべきことは、消費税の増税ではなく、中小業者・国民の負担軽減と、仕事を確保することです。そして、原材料価格高騰対応等緊急保証制度（セーフティーネット保証）を真の貸し渋り対策になるよう、抜本的に改善することです。

国民と中小業者の暮らしと経営を守るために、下記項目の緊急実施を求めます。

【請願項目】

1. 中小業者の仕事確保をすすめる緊急対策を行うこと。経済政策を内需拡大と地域経済の振興へと切りかえること。
2. 緊急保証制度を拡充し、借り換えを認め、貸し渋りを許さない措置を講じること。既往債務の返済凍結を認めること。部分保証を廃止すること。投機マネーを規制すること。
3. 消費税増税をやめること。当面、生活必需品を完全非課税（ゼロ税率）にすること。大企業・大資産家に応分の負担を求めること。
4. 後期高齢者医療制度は廃止すること。国庫負担を増やして国保料（税）を引き下げる。すべての国保加入世帯に無条件で正規保険証を交付すること。

氏 名	住 所

全国商工団体連合会（取扱団体：川越民主商工会）

川越市小仙波町3-15-5
電話 0492-22-4344
FAX 0492-25-0340

保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことを求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

【請願趣旨】

2006年4月1日に施行された保険業法によって、各団体が、構成員の「助け合い」を目的に自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれています。

保険業法「改正」の趣旨は、「共済」などの名を騙って不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる「マルチ共済」への規制が目的でした。

「マルチ共済」と構成員の「助け合い共済」を同列視し、「助け合い共済」を保険会社と同様に一律に規制することは、「助け合い共済」の存続を脅かし、廃止に追い込みかねません。

これまで、健全に運営してきた「助け合い共済」が、従来どおり運営できるよう、以下の事項を請願します。

【請願項目】

- ① 団体が構成員の「助け合い」を目的にした、共済制度が従来どおり運営できるよう、保険業法の制度と運用を見直すこと
- ② 団体自治に干渉しないこと
- ③ 助け合い共済 を保険業法の適用除外にすること

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

取り扱い団体 全国商工団体連合会 川越民主商工会

川越市小仙波町3-15-5
電 話 0492-22-4344
FAX 0492-25-0340